

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市社会福祉協議会補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	地域福祉の推進を図るため、社会福祉法第109条に基づき設置された、佐渡市社会福祉協議会に対し、職員人件費及び事業活動の一部を助成する。
補助事業者	社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会
補助対象経費	○法人運営事業、地域福祉活動推進事業、屋内ゲートボール場(すぱーく両津)運営事業に要する経費のうち、人件費、事務費及び事業費 ○福祉施設等整備事業に要する経費のうち工事請負費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	法人運営事業：補助対象経費の3分の2以内の額 地域福祉活動事業：補助対象経費の3分の2以内の額（人件費は10/10）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	法人運営事業(2/3以内) 地域福祉活動事業(事務費2/3以内、人件費10/10) 屋内ゲートボール場運営事業(利用料を差引いた運営費) 福祉施設等整備事業(2/3以内)
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	法人の安定的な運営及び充実を図るため、法人運営事業を2/3補助とする。 地域福祉の中核を担う地域福祉活動事業について、見守り等を含めた地域福祉活動の推進及び拠点施設の充実を図ることから2/3補助とし、地域福祉活動事業に要する人件費については10/10補助とする。屋内ゲートボール場の運営に関しては公共性の高い施設であることから、市が維持管理費相当の支援を行い、福祉の向上を図る。
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 事業の性質上、妥当な数値目標が設定しにくいいため設定していない。 法人運営事業については、収支状況・社会福祉協議会の会員数、地域福祉活動事業については各事業の実施状況や適切な施設管理、ゲートボール場運営事業については、施設利用料・利用者数等で評価する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
事業担当	（担当部署） 社会福祉課
	（電話番号） 0259-63-5113